

特化則、第2条第3項(令別表第3) 2015/03/18

第1号	第1類	1	ジクロロベンジジン	
		2	アルファーナフチルアミン	
		3	塩素化ビフェニル(PCB)	
		4	オロトトリジン	
		5	ジアニシジン	
		6	ベリリウム	
		7	ベンゾトリクロリド	
		8	1-6: 1%<, 7: 0.5%<, 6: 3%<合金	
第2号	第2類	1	アクリルアミド	
		2	アクリロニトリル	
		3	アルキル水銀	
		3の2	インジウム	
		3の3	エチルベンゼン	
			4	エチレンイミン
			5	エチレンオキシド
			6	塩化ビニル
			7	塩素
			8	オーラミン
			9	オルトーフタロジニトリル
			10	カドミウム
			11	クロム酸
			11の2	クロロホルム
			12	クロロメチルメチルエーテル
			13	五酸化バナジウム
			13の2	コバルト
			14	コールタール
			15	酸化プロピレン
			16	シアル化カリウム
			17	シアン化水素
			18	シアン化ナトリウム
			18の2	四塩化炭素
			18の3	1, 4-ジオキサン
			18の4	1, 2-ジクロロエタン(二塩化エチレン)
			19	3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン
			19の2	1,2-ジクロロプロパン
			19の3	ジクロロメタン(二塩化メチレン)
			19の4	ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェート(DDVP)
			19の5	1, 1-ジメチルヒドラジン
			20	臭化メチル
	21	重クロム酸		
	22	水銀(除く硫化水銀)		
	22の2	スチレン		
	22の3	1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン(四塩化アセチレン)		
	22の4	テトラクロロエチレン(パークロルエチレン)		
	22の5	トリクロロエチレン		
	23	トリレンジイソシアネート		
	23の2	ニッケル(粉状)		
	24	ニッケルカルボニル		
	25	ニトログリコール		
	26	パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン		
	27	パラ-ニトロクロルベンゼン		
	27の2	砒素(除くアルシン、砒化ガリウム)		
	28	フッ化水素		
	29	ペータープロピオラウトン		
	30	ベンゼン		
	31	ペンタクロルフェノール(PCP)		
	31の2	ホルムアルデヒド		

		32	マゼンタ
		33	マンガン(除く塩基性酸化マンガン)
		33の2(9)	メチルイソブチルケトン
		34	ヨウ化メチル
		35	硫化水素
		36	硫酸ジメチル
		37	混合物
第3号	第3類	1	アンモニア
		2	一酸化炭素
		3	塩化水素
		4	硝酸
		5	二酸化硫黄
		6	フェノール
		7	ホスゲン
		8	硫酸
		9	混合物

有機溶剤作業チェックリスト

区 分		チェックポイント	良 否	改善事項
環 境 管 理	設 備 ・ 環 境	<ul style="list-style-type: none"> ・密閉装置、局所排気装置、全体換気装置は、法令の規定に適合する設備を設置しているか。 ・特例措置の場合、労働基準監督署長の許可を受けているか。 ・局所排気装置のフード、排風機、排気口、性能、全体換気装置の性能を、適切に管理しているか。 ・人体に及ぼす作用、取り扱い上の注意事項、中毒発生時の注意事項、色別区分を掲示（表示）しているか。 ・有機溶剤設備の計画の届出を行っているか。 		
	管 理 管 理 測 定	<ul style="list-style-type: none"> ・6ヶ月以内ごとに1回、定期的に環境測定を行っているか。 ・測定記録を3年間保存しているか。 ・基準通りの測定方法で測定を行っているか。 ・必要に応じて外部機関に測定を依頼しているか。 		
	自 主 検 査	<ul style="list-style-type: none"> ・1年以内ごとに1回、定期的に局所排気装置の定期自主検査を行い、3年間、記録を保存しているか。 ・最初の使用時および分解・改造・修理時に点検しているか。 ・異常を認めたときは直ちに補修しているか。 		
作 業 管 理	資 格 等	<ul style="list-style-type: none"> ・有機溶剤作業主任者を選任しているか。 ・有機溶剤作業主任者は所定の職務を励行しているか。 ・作業者は十分な教育を受けているか。 		
	作 業 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・作業基準に基づいた方法で作業を行っているか。 ・タンク内作業では、次の措置を講じているか。 <ol style="list-style-type: none"> ① 有機溶剤等の流入の恐れのない開口部の解放 ② 溶剤等による身体汚染時及び作業後での身体の洗浄 ③ 事故発生時における退避用設備・器具の整備 ・有機溶剤類を入れたことのあるタンクには、有機溶剤中毒防止のための所定の措置を講じているか。 ・タンク内作業で事故起り、中毒が発生するおそれのある場合、直ちに作業者を退避させているか。 ・タンク内作業や通風が不十分な屋内での作業などではホースマスクを使用しているか。 ・ホースマスクを使用する場合、作業者が有害な空気を吸入しないような措置を講じているか。 ・特例により局所排気装置を設けないで行う屋内作業など、所定の作業ではホースマスクや防毒マスクを使用しているか。 ・有機溶剤を屋内に貯蔵する場合、施錠による区画を行うなど、所定の方法で行っているか。 ・空容器の処理には密閉するか、屋外に集積しているか。 		
	職 場 巡 視	<ul style="list-style-type: none"> ・始業点検、定期点検、随時点検を行っているか。 ・職場巡視者を決めているか。 ・巡視記録を保存しているか。 ・前回の巡視で指摘された改善事項は処理しているか。 		
健 康 管 理	健 康 診 断	<ul style="list-style-type: none"> ・雇い入れ時、配置替え時の健診を実施しているか。 ・6ヶ月以内ごとに1回の定期健診を実施しているか。 ・健診は法定の項目によって実施しているか。 ・健診結果を5年間保存しているか。 		

有機溶剤中毒予防規則の適用率見表

	条文	規制内容	第1種有機溶剤	第2種有機溶剤	第3種有機溶剤	
労働安全衛生法	57条	表示	○	○	×	
	57条の2	文書の交付	○	○	○	
	88条	計画の届出	○	○	○	
有機溶剤中毒予防規則(有機則)	5条	第1種、第2種有機溶剤に係る設備	密閉装置	○ (いずれか)	○ (いずれか)	—
			局所排気装置			
			フッシユ [®] 型換気装置			
	6条	第3種有機溶剤に係る設備(タンク等の内部)	密閉装置	—	—	○
			局所排気装置			○
			フッシユ [®] 型換気装置			○
			全体換気			吹付け以外 ○ 吹付け×
	14条～17条	局所排気装置等の性能要件	○	○	○	
	18条	局所排気装置等の稼働時の要件	○	○	○	
	19条	作業主任者の選任	○	○	○	
	20条～21条	定期自主検査	○	○	○	
	22条～23条	点検、補修	○	○	○	
	24条	掲示	○	○	○	
	25条	区分の表示	○	○	○	
	26条	タンク内作業	○	○	○	
	27条	事故の場合の退避等	○	○	○	
	28条～28条の3	作業環境の測定	実施	○	○	×
			結果の評価	○	○	×
			結果に基づく措置	△	△	×
	29条～30条の3	健康診断の実施	○	○	△	
32条～33条	送気マスクまたは有機ガス用防毒マスクの使用	△	△	△		
33条の2,34条	保護具の数等	○	○	○		
35条,36条	貯蔵と空容器	○	○	○		

○：義務の対象となるもの

△：特定の場合において、義務の対象となるもの

参照条文・・・厚生労働省法令等データベースサービス>第5編労働基準>第2章安全衛生
<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/html/hourei/contents.html>

お問い合わせ先・・・都道府県労働局または労働基準監督署
 所在案内：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>